

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

○ 岡山県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与規則の一部を改正する規則

○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

○ 岡山県医師養成確保奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【告示】

○ 屋外広告物の禁止地域、許可地域及び許可地域の種別の指定の一部改正

○ 岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更
（県例規集登載）

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

総務学事課

保健福祉課

医療推進課

〃

都市計画課

循環型社会推進課

指導監査室

健康推進課

〃

目次

担当課（室）

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 家畜検査の実施

○ 道路の区域変更

〃

○ 道路の供用開始

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

○ 公共測量の終了
【公告】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 資金管理団体の指定取消し
【監査委員】
（県例規集登載）

○ 岡山県監査事務局処務規程の一部改正
【監査公表】
（県例規集登載）

医薬安全課

畜産課

道路整備課

〃

港湾課

都市計画課

監理課

選挙管理委員会

〃

〃

〃

監査事務局

〃

〃

〃

<p>○ ○ ○ ○ " " " "</p> <p>○ 一般競争入札の実施</p> <p>【公立大学法人岡山県立大学】 (以上県例規集登載)</p> <p>○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部 改正</p> <p>正</p> <p>○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改 正する規則</p> <p>○ 岡山県総合教育センター規則の一部を改 正する規則</p> <p>○ 岡山県生涯学習センターの組織及び事務 分掌規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県教育委員会職員の職の設置に関す る規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県生涯学習センターの組織及び事務 分掌規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県総合教育センター規則の一部を改 正する規則</p>	<p>措置の状況の公表</p> <p>○ 財政的援助団体等に係る令和二年度の監 査の結果の公表</p> <p>【教育委員会】</p> <p>○ 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務 分掌規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県教育委員会職員の職の設置に関す る規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県生涯学習センターの組織及び事務 分掌規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県総合教育センター規則の一部を改 正する規則</p> <p>○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改 正</p> <p>○ 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部 改正</p>	<p>目次</p>
<p>" " " "</p> <p>公立大学法人岡山 県立大学</p>	<p>" " " "</p> <p>教育委員会</p>	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県監査公表第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

岡山県監査委員	小林 義明
岡山県監査委員	上田 勝義
岡山県監査委員	山本 督憲
岡山県監査委員	飛山 美保

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

1 知事部局関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日
-------------	---------------

(知事直轄・総合政策局，総務部関係)

知事直轄・総合政策局・総務部	令和2年11月6日
監査結果（指摘事項） ①4月中に公舎を退去した者に係る同月分の県公舎使用料及び県公舎駐車場使用料について，日割り計算をして減額調定を行ったが，歳入戻出の手続をしていないものが認められた。 ②昭和56年から電話柱用地等として貸し付け賃借料を徴していた県有地について，平成6年に売却したにもかかわらず，令和元年度まで賃借料を徴していたものが認められた。	
措置の内容 ①監査結果を踏まえ，複数の職員による確認を徹底し，適正な事務処理を行うように努める。 ②岡山県財務規則等の関係規定を遵守するとともに，公有財産貸付台帳等の活用，複数の職員による確認を徹底し，適正な事務処理を行うよう努める。	

(県民生活部関係)

県 民 生 活 部	令和2年10月27日						
監査結果（指摘事項） ①雑入（自立促進資金貸付金償還金）の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。 雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況 <table border="1"><tr><td>平成30年度末</td><td>16,631,267円</td></tr><tr><td>令和元年度末</td><td>15,093,217円</td></tr><tr><td>比較増減</td><td>△1,538,050円</td></tr></table> ②市町村に対する交付金について，正当債権者ではない者に支払っているものが認められた。		平成30年度末	16,631,267円	令和元年度末	15,093,217円	比較増減	△1,538,050円
平成30年度末	16,631,267円						
令和元年度末	15,093,217円						
比較増減	△1,538,050円						

措置の内容

- ①文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組み、令和2年12月末現在で43名から736,870円（うち完済5名153,420円）を回収した。
 今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額の更なる縮減に努める。
- ②事案発覚後、誤払金の返納請求手続を速やかに行い、誤払金の戻入後正当債権者に支払った。
 また、事案発生の原因となった財務システムの債権者登録については修正を行った。
 今後請求書には支払先の明記を求め、記載がない場合には各課において支払先口座の確認をすることとした。

(環境文化部関係)

環 境 文 化 部	令和2年11月4日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①自動販売機設置による販売に関する契約書中、別表の売上手数料率を誤っていたが、変更契約で対応せず、当初契約の差替で対応しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①岡山県財務規則等の会計関係法規などを踏まえ、適切に行うよう関係職員に周知し、再発防止に努める。</p>	

(保健福祉部関係)

保 健 福 祉 部	令和2年11月6日		
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）については総額が減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p>			
<p>ア雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			

平成30年度末	1,669,150円
令和元年度末	1,471,220円
比較増減	△197,930円

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	6,592,265円
令和元年度末	6,659,115円
比較増減	66,850円

措置の内容

- ①ア債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促のほか、債務者の状況に応じて、履行延期等を行っているところであり、今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。
- ①イ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和2年12月末現在313,522円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理に努める。

福祉相談センター

令和2年9月8日

監査結果（指摘事項）

- ①児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成30年度末	4,163,910円
令和元年度末	3,786,440円
比較増減	△377,470円

<p>措置の内容</p> <p>①滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。</p> <p>また、新規滞納者の発生の未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。</p> <p style="text-align: right;">令和2年12月末現在収入状況 27件 170,590円</p>							
倉 敷 児 童 相 談 所	令和2年8月17日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①児童保護弁償金に係る延滞金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平成30年度末</td> <td style="padding: 5px;">1,432,700円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">令和元年度末</td> <td style="padding: 5px;">1,586,400円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">比 較 増 減</td> <td style="padding: 5px;">153,700円</td> </tr> </table>		平成30年度末	1,432,700円	令和元年度末	1,586,400円	比 較 増 減	153,700円
平成30年度末	1,432,700円						
令和元年度末	1,586,400円						
比 較 増 減	153,700円						
<p>措置の内容</p> <p>①延滞金は、収入未済となった本体債権（児童保護弁償金）に納付があったときに発生することから、本体債権の収入未済の発生防止のため、口座振替による納期限内納付の推進に努めた。また、延滞金の累積を抑制するため、換価可能財産が判明したケースについて、早期に滞納処分・回収を行うとともに、生活困窮や行方不明等により納付の見込みがないケースについて、滞納処分の執行停止を行い債権の整理を進めた。</p> <p style="text-align: right;">令和2年12月末現在収入状況 12件 43,700円</p>							
津 山 児 童 相 談 所	令和2年9月10日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>児童保護弁償金収入未済状況</p>							

平成30年度末	8,567,660円
令和元年度末	9,825,080円
比較増減	1,257,420円

②改修工事基本設計業務委託においては、契約書の省略はできないが、契約書を作成していないものが認められた。

措置の内容

- ①滞納者に対しては、事務担当者と児童福祉司が連携し、文書、電話及び訪問による督促を行い、令和2年12月末現在で16件109,660円を回収した。
 今後は児童保護弁償金徴収強化月間の実施等により、さらなる収納未済額の縮減に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握し、状況に応じて滞納処分の執行停止を行うなど、適正な収納管理に努める。
 また、費用負担の必要性についての納入義務者への十分な説明、口座振替の利用促進、滞納の初期段階での積極的な督促などにより新たな収入未済の発生防止に取り組んでいる。
- ②関係規則等の遵守を徹底するとともに、契約時におけるチェックリストの活用など、適正な事務処理を行うよう徹底した。

県立成徳学校

令和2年7月15日

監査結果（指摘事項）

- ①前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、適用する単価を誤っているものが認められた。

措置の内容

- ①令和元年度においては、携帯電話無線基地局に係る使用料の算定について平成30年2月改正前の単価のまま算定していたもので、平成30年度、令和元年度の差額を返還、令和2年度については、歳入戻出を行って返還した。
 今後、制度の変更の際には、関係規定の確認を徹底するなど十分留意して事務を行いたい。

（農林水産部関係）

農林水産部

令和2年10月30日

監査結果（指摘事項）
 ①物品要求票により郵便切手及びレターパックを購入する際、レターパックの単価を誤っていたため資金前渡金に不足を生じ、職員が立て替えて支払っているものが認められた。

措置の内容
 ①関係職員に対し、要求に当たり支出予定額を確認し、不足を生じた場合には適切な事務処理を行うよう徹底した。

県 営 食 肉 地 方 卸 売 市 場	令和2年7月15日
---------------------	-----------

監査結果（指摘事項）
 ①非常勤職員甲に対する報酬を別の非常勤職員乙に支払い（乙については支払が重複）、甲からの申し出により誤りが判明したものが認められた。

措置の内容
 ①債権者情報を複数人でチェックするとともに、支払日までに余裕を持った支出入力ができるよう経理担当者及び起案者に周知・指導した。

（土木部関係）

土 木 部	令和2年10月30日
-------	------------

監査結果（指摘事項）
 ①土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

平成30年度末	50,523,147円
令和元年度末	48,160,490円
比較増減	△2,362,657円

②消印されていない県収入証紙がちょう付された経営事項審査に係る申請書等について、県民局からの書類の引継ぎや業務に係る進捗の管理を怠っていたため、県民局での現地審査後に書類の所在が不明となり、また、紛失の事実も外部から指摘があるまで把握できていなかったものが認められた。

措置の内容

- ①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、県職員を含めた戸別訪問による徴収などに加え、家屋明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、令和2年12月末現在、7件 906,646円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。
- ②監理課及び県民局では、全ての関係職員に改めて書類の引継等に対する注意喚起を行うとともに、申請書の送付は発送日時等が記録に残る郵送とすることや、収入証紙が貼られた書類は速やかに施錠可能なロッカーに保管すること、申請書の受領日、システム入力や審査結果通知の発送の日程等を記録し、複数の職員で進行管理を行うことなどの再発防止策を徹底している。

(県民局及び地域事務所)

備 前 県 民 局	令和2年10月19日												
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①流水占用料において、取水量変更（減少）が反映できていなかったため、平成27年度から令和元年度について誤った算出金額により過納が生じて過納額を還付しているものが認められた。</p> <p>②収入未済額について、土木使用料（河川占用料外）については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p> <p>ア雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成30年度末</td> <td style="text-align: right;">3,068,021円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">3,631,632円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">563,611円</td> </tr> </table> <p>イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成30年度末</td> <td style="text-align: right;">9,374,546円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td style="text-align: right;">9,709,760円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">335,214円</td> </tr> </table>		平成30年度末	3,068,021円	令和元年度末	3,631,632円	比較増減	563,611円	平成30年度末	9,374,546円	令和元年度末	9,709,760円	比較増減	335,214円
平成30年度末	3,068,021円												
令和元年度末	3,631,632円												
比較増減	563,611円												
平成30年度末	9,374,546円												
令和元年度末	9,709,760円												
比較増減	335,214円												

ウ土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

平成30年度末	6,194,992円
令和元年度末	2,835,012円
比較増減	△3,359,980円

措置の内容

- ①再発防止策として、許可内容等の変更があった場合は、複数の職員によりチェックを行い、適切に占用料に反映するよう所属内会議等において周知徹底を図った。
- ②ア保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和2年12月末現在で、7名から151,225円（うち完済3名、18,598円）を回収した。
- また、新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。
- 保護費の返納金については、償還指導を行うも回収はできなかった。令和2年9月には債務承認の文書を提出させたところであり、引き続き償還指導を進めていく。
- なお、健康管理手当等過支給分については、文書及び電話により督促を行うも拒否されており、支払の意思がないため、弁護士に委託して強制執行に向け手続中である。
- ②イ貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた。その結果、令和2年12月末現在で、123件915,367円を回収した。
- また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。
- ②ウ河川占用料については、各債務者の状況把握及び継続意思の確認を行うとともに、文書等による催告を行った。また、時効が成立した債権については、速やかに不納欠損処理を行うとともに、大口滞納者（1名）の生活状況等について、自治体から関連資料を取り寄せるなど調査を進めている。
- ボートパーク等施設使用料については、過年度分について分納誓約書にて履行中である。

これらの取組により，令和2年12月末現在の収入未済額は94,550円減少し，引き続き収入未済額の縮減に努めている。

備 中 県 民 局

令和2年10月13日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について，雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はないが，雑入（生活保護費返還金・徴収金）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については，総額が増加している。いずれの項目についても，多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

ア雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

平成30年度末	4,048,946円
令和元年度末	4,235,178円
比較増減	186,232円

イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	5,451,630円
令和元年度末	6,102,159円
比較増減	650,529円

ウ雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

平成30年度末	3,567,040円
令和元年度末	3,567,040円
比較増減	0円

措置の内容

①ア保護受給中の者については，毎月の保護費支給のタイミングに面接して計画的な徴収を行っている。保護廃止済の者については，世帯状況を確認し返還可能額について協議するなどその徴収等に努めている。

引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、誠意ある対応が見られない者に対する法的手段による徴収の実施も併せ、収入未済の削減に努める。

他方、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、保護受給世帯に対し収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を行わせるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認を実施している。

令和2年12月末現在収入状況 21件 244,150円

①イ滞納者（借主及び連帯借主並びに連帯保証人）に対して、電話や文書に加え訪問面接により償還指導を行った。

特に滞納者の返済が遅延した場合には、継続して納付するよう連絡を入れるとともに必要に応じて訪問し、世帯状況の確認や償還方法見直しの相談に当たるなど丁寧で償還につながる指導を行った。

また、連絡が取れない滞納者の居所確認の住民票等調査や、困難な事例に関する専門的知識や助言を得るための本庁担当課や嘱託弁護士への相談を行った。今後も引き続き収入未済の削減に努める。

他方、新たな滞納未収金の発生を防ぐため、償還が滞り始めた初期の段階において、滞納の固定化・多額化とならないよう市町担当者等関係者と連携を密にして情報収集するとともに、滞納者に対し電話や文書による償還指導を開始している。

令和2年12月末現在収入状況 137件 876,670円

①ウ原因者負担金については、債務者が刑法犯による実刑判決を受け服役中のため、収入未済となっているが、刑期終了を待たず、強制徴収に向けた手続をとることとしている。

美 作 県 民 局	令和2年10月9日
-----------	-----------

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、県税（滞納繰越分）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金については総額が減少しているものの、県税（現年課税分）、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び農業改良資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア県税（現年課税分）収入未済状況

平成30年度末	61,172,235円
令和元年度末	82,186,757円

比較増減	21,014,522円
------	-------------

イ 県税（滞納繰越分）収入未済状況

平成30年度末	106,670,809円
令和元年度末	101,919,583円
比較増減	△4,751,226円

ウ 雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

平成30年度末	6,009,290円
令和元年度末	6,156,955円
比較増減	147,665円

エ 母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	2,699,466円
令和元年度末	1,433,048円
比較増減	△1,266,418円

オ 農業改良資金貸付金収入未済状況

平成30年度末	4,132,561円
令和元年度末	5,077,998円
比較増減	945,437円

措置の内容

- ① ア及びイ滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与など、早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済

額の縮減に努めている。

県税の収入未済総額の約78%を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、大口・困難事案等の岡山県滞納整理推進機構への引継を働きかけるとともに、例年実施している、県職員を講師とした実務的な滞納整理手法の研修等、市町村の徴収強化のための支援を、新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しつつ、引き続き実施することとしている。

また、平成28年度からは、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

①ウ生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（令和2年12月末現在293,000円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。

①エ母子父子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者に対して督促状や催告書の送付及び電話・自宅訪問による償還指導等の結果、一部（令和2年12月末現在564,078円）について償還があった。

今後も、これらの取組を継続して行うとともに、新たに償還が開始される場合は、借主のみでなく連帯借主や連帯保証人へも償還開始の通知を行って償還への自覚を促すなど、新たな収入未済の発生防止に努める。

①オ債務者に対し面談等による督促を行うとともに、債権回収業務の委託により、債務者1名について、令和2年8月に元金（243,000円）及び違約金（1,614,886円）が完済されている。

他の債務者についても、早期完済に向け督促を行った結果、債務額の一部（令和2年12月末現在135,000円）について償還があった。今後も継続的な償還とともに償還額の増額について引き続き指導を行い、収入の確保に努める。

2 企業局関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日
企 業 局	令和2年7月15日
監査結果（指摘事項） ①工業用水道料金に係る検針メーターの読み取りについては、本来、企業局職員が行うべきところ、本件については受水企業の社員により行われ、また、併せて、検針データの報告がメモ書きにより行われていたため、11月分について正確な検	

針データの把握ができず、誤った算出金額により過納が生じて過納額を歳入戻出しているものが認められた。

- ②営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成30年度末	74,328,021円
令和元年度末	76,228,931円
比較増減	1,900,910円

措置の内容

- ①工業用水道料金に係る検針メーターの読み取りについては、原則として企業局職員により行っているところであるが、立入りが困難であるなどの理由により、一部企業については、受水企業の協力を得ながら、検針を行っていたものである。

今後、検針メーターの読み取りについては、原則として企業局職員が直接視認することとするが、やむを得ない場合には、受水企業から写真データ等の提供を受けるなど、企業局側で検針メーターの確認を行い、正確な検針データの把握に努めたい。

- ②平成29年3月に抵当権を設定し、過年度分の営業未収金について整理するとともに、時効が成立しないよう令和2年1月に残高確認書を徴し、債権の確保を図っており、当該企業に対し、面談や電話等により、現年度分及び過年度分の支払の督促を続けているところである。現在、新型コロナウイルス感染症の影響もあって経営状況が芳しくなく、現年度分の支払が滞りがちであったが、令和2年12月から現年度分の支払を再開したところである。

今後とも、同社の経営状況を確認しながら、現年度分はもとより、過年度分の支払についても督促していくことで、債権の回収に努めたい。

令和2年12月末現在収入状況 2,110,910円

3 教育委員会関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日
教 育 庁	令和2年10月26日

監査結果（指摘事項）

①高等学校貸付奨学金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成30年度末	15,677,808円
令和元年度末	12,048,760円
比較増減	△3,629,048円

措置の内容

①滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。

新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施するとともに、猶予制度の活用についても促している。経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。

また、繰返しの督促に応じないなどの債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。

これらの取組により、令和2年12月末現在で、345件3,705,702円の納付があり、また93件824,900円の履行延期の特約等を行った。

岡 山 工 業 高 等 学 校

令和2年9月8日

監査結果（指摘事項）

①授業料の延滞金の徴収を行っていないものが認められた。

措置の内容

①授業料滞納者に対する延滞金の徴収を失念していたことについて、保護者2名に令和2年6月下旬に説明し調定手続きを行い、7月上旬に300円と200円の延滞金を納付いただき過年度収入として事務処理を行った。

再発防止のため、督促状送付の起案時に延滞金発生日を算出した資料を添付し情報を共有することとし、督促状況や収納状況の確認のため、督促状送付票兼滞納金整理票等を回覧し複数の職員でチェックできる体制の強化に努め、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

倉敷商業高等学校	令和2年7月16日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①高校生等教育給付金について、債権者コードの誤入力により支出先を誤っているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①誤払いの相手方からの戻入手続及び正当債権者への支払は、会計年度内に完了させている。</p> <p>今後は同様の事案が発生しないよう、支出命令時に複数人で債権者名、債権者住所、口座番号等の読み合わせ及び確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努める。</p>	
林野高等学校	令和2年7月28日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①消耗品の支払で、債権者の確認を怠り、正当債権者への支出がなされなかったものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①誤払いについては歳出戻入命令書を作成し、返納通知書でもって誤払い額を戻入した。</p> <p>帳票確認をする際に債権者名、指定金融機関名、支店名、口座名義及び口座番号について複数職員で確認を行っている。</p>	
和気閑谷高等学校	令和2年7月9日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、調定額の算出基礎又は算出金額が適正でないものについて、本年度の監査においても、行政財産の使用許可に係る使用料の算出に当たり、計算を誤っているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①申請者に対して、速やかに電話で説明するとともに、お詫びの文書を送付した。</p> <p>また、納入済みの使用料については、過納額を還付した。</p> <p>今後は行政財産使用料徴収条例等の関係法令を正しく理解し、複数の職員による確認の徹底を行い、適正な事務処理に努める。</p>	

令和3年3月26日 岡山県公報 第12280号

早 島 支 援 学 校	令和2年8月20日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①エレベーター保守業務委託の3月分の支払について、誤った金額の請求書を受理し、委託料を支払っているもの、また、委託業務完了確認書の金額を請求書に合わせて記載しているものが認められた。</p> <p>②契約金額が100万円以上の物品購入代金の支払について、検査調書を作成し履行確認すべきところ、その作成を省略しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①契約内容を再度確認した。今後は、複数の職員による業務委託完了確認や請求金額の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努める。</p> <p>②検査調書の作成の考え方を再確認し、財務規則等の関係法令を正しく理解し、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。</p>	

4 公安委員会関係

監 査 実 施 機 関	監 査 実 施 年 月 日						
警 察 本 部	令和2年10月27日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>諸収入（放置違反金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年度末</td> <td>4,704,764円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度末</td> <td>3,945,300円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>△759,464円</td> </tr> </table> <p>②警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。</p>		平成30年度末	4,704,764円	令和元年度末	3,945,300円	比較増減	△759,464円
平成30年度末	4,704,764円						
令和元年度末	3,945,300円						
比較増減	△759,464円						
<p>措置の内容</p> <p>①令和元年中は、新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対して早期の催促や預貯金の差押え等滞納処分を積極的に実施したほか、差押え物件をインターネットオークションで公売する仕組みを整え、滞納者に対して毅然とした態度を示すことで早期の納付を促した。</p>							

また、放置違反金等徴収強化期間を年3回設け、休日等の自宅や平日等の勤務先への訪問など、複数職員が滞納者と直接面会する強い態度を示すことで早期納付を促し、より実効性の高い活動を実施した。

県外の滞納者に対しては、債権回収業者に所在確認を依頼するとともに、居住していると思われる地域を拠点とする金融機関や社会保険事務所等への照会を継続して実施し、滞納者の口座等の把握に努めた。

今後はSNS情報の検索等、新たな確認方法も採用しながら、滞納者の所在確認や資産状況の把握などに努めるとともに、使用者責任追及の公平性を担保するため、資力があるにもかかわらず支払わない滞納者に対しては毅然とした態度で回収に臨み、収入未済の圧縮に努めていく。

令和2年12月末現在収入状況 136件 2,097,000円

②交通事故を起こした職員を対象とした講習を行い、車両の特性や死角、車間距離の取り方等の危険リスク、基本的な運転知識を再確認させるなど、運転技術の向上に向けた訓練に取り組んでいる。

また、交通事故を繰り返し起こす者もいることから、警察車両の運転資格の一定期間の停止や取消処分を行うとともに、各所属に配置された運転指導員による指導能力向上に向けた研修会を開催している。

さらに、車両の整備不良等が交通事故の原因となることも懸念されることから、日常点検を実施することにより異常の有無を確認し、不具合箇所の早期発見及び早期整備を行っている。

加えて、各所属を巡回して車両の整備状況等を確認するとともに、それらを踏まえた各種点検整備の徹底を指導し、車両の適正な管理と運用に努めている。

岡 山 西 警 察 署	令和2年8月20日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、収入諸帳簿、証拠書類等の記載漏れのもの、整理・編冊が適正でないものについて、本年度の監査においても、留置証明願にちょう付された収入証紙に係る収入証紙ちょう付実績簿への記載について、収入証紙の消印日に記載すべきところを、誤って証明願の受理日に記載しているものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①帳簿類の記録時期、記載要領等について、担当職員への教養及び確実な確認を徹底することにより、誤りのない事務処理に努めている。</p>	
倉 敷 警 察 署	令和2年9月1日

<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①建物修繕料の支払において、正当債権者でないものに支出しているものが認められた。</p> <p>②高架水槽水漏修繕において、契約金額が50万円以上であるにもかかわらず、請書を徴していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①正当債権者に早急に支出を行うとともに、正当債権者でないものへの支出については、相手方に説明を行い、返納通知書により戻入を行っている。 複数者による確実なチェックを行い、再発防止に努めている。</p> <p>②複数者による確実なチェックを行うことはもとより、確実に財務規則に照らして処理を行うことを徹底し、再発防止に努めている。</p>	
新見警察署	令和2年8月31日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、戻出手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、県公舎使用料の還付に当たり、支出調書が作成されていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①過誤納金の払戻しについて、根拠規程及び会計事務必携を用いた処理方法の教養を実施するとともに、歳入戻出命令書等支出票の作成時に、調書作成者欄への記名押印漏れなどをチェックできるよう、事務処理手順を明記した作成例を添付し、複眼的確認の再徹底を図っている。</p>	
真庭警察署	令和2年9月8日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①警察車両による交通事故での100万円以上の亡失損傷のものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①事故当事者に対しては、運転適性検査の結果を踏まえた具体的な留意点を指導し、運転技能訓練を定期的実施している。 また、全署員に対しては、定期招集や朝礼の機会を捉えて、交通事故防止教養と、出発前の上司及び同僚からの声かけにより、事故防止に対する意識付けを行っている。</p>	
美作警察署	令和2年8月17日

監査結果（指摘事項）

- ①車両搬送料の支払に当たり、振込口座の確認が不十分であったため、正当債権者でない者に支出したものが認められた。

措置の内容

- ①戻入手続を行うとともに、正当債権者への支払を行った。以後は、複数人での確実な確認を実施し適正な支出に努めている。